

第45回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和8年7月16日（木）午前10時～午前11時50分
場 所：京都市役所分庁舎4階第1会議室

議題(1) 京都市人権文化推進計画に基づく令和7年度取組実績について

○ 中野課長（文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進課長）

（資料1に基づき、取組等を説明）

○ 前田座長

本日は大変多くの御意見や重要な指摘、御質問を事前にいただいており、時間も限られていますので、質問に沿って順番に京都市から回答いただき、議題1全体を通して回答が終わりましたら、その後、御自由に御質問いただく時間を取りたいと思います。

新規事業（1）

外国籍市民等の実態調査及び海外からの相談対応等受入環境の充実

【雨宮委員質問・意見】

- ・ 外国籍住民が9万人を超え、観光客も含め、外国人が闊歩する現状への捉えどころのない市民の不安が広がっていることへの対応(情報提供等)は、喫緊の課題と考える。
- ・ 友好都市キーウ(ウクライナ)の市民は、4年経た今も激しい戦火にさらされている。国際人道法などへの関心をもつことも、P1各重要課題等一覧の「14 様々な課題」では必要かと考える。

○ 飯田課長（総合企画局 国際都市共創推進室 国際都市共創第二課長）

本市では、外国籍市民の方が増加し、令和7年12月時点では約68,000人と過去最多を更新した状況です。約160の国籍・地域の方がお住まいいただき、その国籍や在留資格も多様化が進んでおります。そのような状況の下、今回新規事業の実態調査を実施したところであり、調査の結果、日本人と外国籍市民の交流拡大や、外国籍の方々に、京都の文化やルール・マナーなどを丁寧にお伝えすることで、相互理解・相互尊重を促すことの必要性を認識いたしました。

これを踏まえ、令和8年度は、京都市国際交流会館にて、在住外国人の方々でつられているコミュニティや団体とのネットワーク作りや活動支援を通じて交流機会の充実を図ろうと取り組んでおります。また、生活ルールなど京都での暮らしに必要な情報を簡潔な形でリーフレットにまとめて、転入手続きの機会などに配布なども行っていく予定です。こういった取組を通じて、お互いの文化等を理解し、尊重し合えるまちづくりに繋がっていかれると思っております。

○ 中野課長

二点目の御質問、京都市人権文化推進計画に掲げている「14. 様々な課題」についてですが、計画に掲げる様々な課題については、時代の変化、社会情勢の変化に伴い、様々な新たな課題が生じるものです。国際人道法の観点など、次期計画策定の際には、

委員の皆様にも御意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

【山本委員質問】

通訳派遣制度について、何名体制で運営しているのか。対応言語の種類は。リモートや電話対応にすれば、少ない人数で運営できて効率的では。

○ 飯田課長

現在、通訳派遣につきましては、京都市国際交流会館に配置しております行政通訳相談員、約16名の体制で運営しており、対応言語はニーズの高い英語、中国語、ベトナム語の3言語です。電話対応などにすれば効率的な運用ができるのではないかと、御意見ですが、元々、行政通訳相談員は、電話での対応を想定して配置したもので、これまで現地に行って細かく説明する必要があるものに対応できていなかったという経緯があります。そこで、シフトの合間をうまく活用し、電話相談に当たっていない相談員を現地に派遣するような取組を令和7年度に試行的に開始し、30件以上の依頼に対応したところです。

ある程度うまく運用できたこともあり、令和8年度につきましては100件程度対応できないかと、現在拡大しているところです。御指摘のとおり、電話相談のニーズも高いので、それを継続しつつ、空いている時間で現地派遣の対応もしていきたいと考えております。

新規事業（2）

民間団体との協働による若年被害女性等支援事業

【前田座長質問・意見】

ステップハウスを利用された方など、実際に各事業を利用された方がどれくらいおられるのか。若年被害女性への支援というデリケートな問題にはなるが、補助金を使った事業とのことで、透明性の観点からも可能な範囲でお聞きしたい。

○ 中野課長

アウトリーチ支援に関しては、街頭でのアウトリーチ支援は20回以上、SNS等を中心とした相談支援の実績としては200件弱となっています。また自立支援事業のステップハウスの入所者につきましては、利用人数が延べ14名、利用日数は、短い方で19日、長期の方は9ヵ月となっています。

【山本委員質問・意見】

事業実績に「ワークショップ（月1回）」と記載があるが、具体的な内容を教えてほしい。

○ 中野課長

「浴衣を着よう」「お灸効果で夏を乗り切ろう」「カラーセラピー」「フラワーアレンジ」などの親しみやすいテーマを設定し、様々な困難な問題や不安を抱える女性が、同じような悩みを持つ方同士で交流することで、人間関係を育み、前向きに社会生活の一步を踏み出せるような「居場所事業」の一環として、ワークショップを開催しております。

新規事業（４）超短時間雇用促進モデル事業

【前田座長質問・意見】

超短時間雇用を導入することで、企業側に何らかのメリット（例えば国からの補助金が出る等）はあるのか。

○ 遠藤課長（保健福祉局 障害保健福祉推進室 企画・社会参加推進課長）

国からの直接的な補助などはありませんが、令和6年4月から障害者雇用率の算定方法が変更され、週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者・重度身体障害者・重度知的障害者は、1人につき0.5人分として算定することができるようになりました。

その他、企業経営上の観点としては、業務の切り出しにより、必要な時間に必要な分の労働力を確保できるため、人件費や社会保険料の負担が削減できること、また障害者雇用に積極的に取り組んでいるという企業イメージの向上といったことも挙げられます。

新規事業（５）入院者訪問支援事業

【前田座長】

- ・ 訪問支援員はそもそもどういった方を対象としているのか。支援員になるには養成研修を受講する以外に何らかの資格等の要件が必要となるのか。
- ・ 「訪問支援員養成研修の受講者のほぼ全員が支援員として登録した」という記載があるが、登録とはどういった意味か。訪問支援員リストに登載されたのみか、実際に支援員として病院に配属されたことか、もしくはすでに働いている病院職員が支援員になったという意味か。登録から実際に訪問支援開始までの流れがわかりづらいため、詳細をお聞きしたい。
- ・ 「今後の実施方針等」に「任意入院等、他の入院形態で入院している方で家族等の面会交流が少ない方にもより広く事業周知～」という記載があるが、本人の意思確認が難しい場合や家族との接触も難しい、家族でもなかなかケアできないような方の場合はどのように対応されるのか。

○ 上領課長（保健福祉局 こころの健康増進センター 相談援助課長）

一点目の御質問についてですが、支援員になることに関して、特定の資格の保有要

件はなく、市実施の研修受講を必要としているのみです。

二点目の御質問につきまして、支援員養成研修が終了した後に、本市の支援員のリストに登録することとなっています。流れとしては、対象者もしくは医療機関の相談員等から本市に依頼があれば日程等を調整のうえ訪問する支援員を本市で選任し、実際に支援員に医療機関を訪問していただくという流れとなっています。

三点目の御質問に関しましては、御指摘のように御本人の意思確認や御家族との接触が難しいケースもあります。この場合も本事業につきましては、医療機関に事業の周知をしておりますので、医療機関スタッフの皆様が事業の利用が必要と判断いただければ、対象者御本人にも医療機関から説明いただいたうえで、医療機関から本市に依頼をいただいて事業利用できるようになっております。

新規事業（６）ＩＣＴを活用した認知症高齢者等見守り支援事業

【前田座長質問・意見】

- ・ 令和７年３月開催の懇話会でも、警察との連携についてや悪意を持った者への「なりすまし」への対応について質問が出されていたが、導入以降、実際に問題は発生していないか。
- ・ 他都市において、同様のアプリにより発見につながったケースがあると報道で聞いたことがあるが、京都市でこのアプリを活用して実際に発見に至ったという事例は何件あるのか。

○ 山田課長（保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 地域包括ケア推進担当課長）

一点目の御質問につきまして、昨年７月の事業開始から、なりすましを含め問題となるようなケースは生じておりません。アプリ運営事業者とも意見交換はしておりますが、そういった事例は確認されておりません。

二点目の御質問につきまして、事業開始以降昨年度末までで御家族等からアプリを使った検索依頼が発信された件数は５６件でした。そのうち、アプリの活用により発見につながった件数については、アプリの仕様上、把握できる仕組みとなっておりますが、私自身が検索依頼を受信したケースに関して申し上げますと、ほとんどが「見つかった」ということで、検索依頼が解除されておりますので、本取組が、一定早期発見・早期保護の役に立っていると考えております。

改善・充実事業（１）京都市避難所運営マニュアルの改定

【前田座長質問・意見】

「避難所ごとの運営マニュアルについても今後更新をしていく」とあるが、避難所ごとの運営マニュアルを策定する、また更新する主体は誰になるのか。京都市なのか、それとも地域の自主防災会なのか。

○ 大西課長（行財政局 防災危機管理室 地域防災推進課長）

避難所433箇所ごとにマニュアルがありまして、今後、地域の自主防災会が中心となり、区・支所の防災担当も入って改定に取り組んでいくこととしています。また、区・支所の担当者だけでは専門的な部分で分からない点もありますので、専門家の防災士や、避難所運営に詳しい事業者の助言も受けながら一緒に改定していくこととしております。

改善・充実事業（２）DV等様々な困難を抱える女性支援の強化

【前田座長質問・意見】

DVの増加は全世界的な潮流かと感じているが、男性からの相談も一定数あるのか。

○ 中野課長

DV相談支援センターでは女性からの相談のみを受け付けておりますが、男性相談のニーズもあるため、ウィングス京都にてDVを含む男性相談を実施しています。令和7年度のウィングス京都での相談件数は、男性相談全体で262件、うちDVに関する相談件数については22件となっており、全体の8.3%となっております。なお、これは加害・被害の両方を含む数字となっております。

改善・充実事業（４）ヤングケアラーへの支援

【千葉委員質問・意見】

このような事例において、子どもは保護されるべき存在であり、「ヤングケアラー本人の負担軽減」を目的ではなく、子どもの家事・育児・介護等の負担を一切なくす目的で、大人の要支援者に速やかに福祉サービスを提供してほしいと考える。京都市としては、どの程度各家庭に踏み入って、必要な福祉サービスへと繋げられているのか。

○ 渡邊課長（子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課長）

ヤングケアラーの支援につきまして、本市では2年前にケアラー支援条例を制定し、支援を実施しております。条例では「援助を必要とする家族等に対する介護、看護、日常生活上の世話などの「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。」と位置付けられており、ケアをすること自体が悪ではなく、むしろ社会に不可欠な営み、とされています。

また、子ども・若者育成支援推進法におきましては、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」を「ヤングケアラー」と定義しております。「過度」とは、家族の世話等で子どもとして健やかな成長・発達に必要な自分の時間、例えば勉強・遊びといった時間がとれず、子どもの年齢や成長度合いに見合わない重い責任・負担を負っている、といった状況のこととされ

ています。これらのことを踏まえますと、負担を一切なくす目的で、という委員の御意見は少し極端なものかと存じます。法律や条例の趣旨を踏まえますと、ケアそのものを悪とするのではなく、本人の負担軽減や使える時間をきちんと確保してあげるのが重要かと認識しております。そういった中で、過度な負担を負っている、必要な支援を求めている方に支援をしていくことは重要だと考えております。

どの程度各家庭に踏み入って支援するのか、という点につきましては、事業実績に記載させていただいておりますとおり、今年度実態調査としまして、自ら相談できない、ヤングケアラーという自覚のない、またはどこに相談してよいか分からないお子様に対して、こちらからアンケートを配布し、自らＳＯＳを発信いただけるような機会を設けております。そして、そういった方々からＳＯＳをいただいた際には、ケアラーへの支援は個別性の高いものになりますので、各保健福祉センターや学校が連携して支援に取り組んでおります。

【山本委員質問・意見】

本事業と「新規事業（３）ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）」と事業内容は重ならないのか。二重行政と叫べないか。

○ 小野課長（保健福祉局 福祉のまちづくり推進室 重層的支援体制・ケアラー支援推進課長）

ケアラーやヤングケアラーの広報・啓発の取組についての御質問について、ケアラー支援の普及啓発については令和６年１１月にケアラー支援条例が本市で制定されたことを受け、より多くの市民の方々にケアラーのことや支援について知ってもらうためのポスター、動画、ステッカー、支援が必要な方に向けた相談先を記載したリーフレットのほか、介護離職防止に向けたチラシを、本市予算で作成したところです。一方でヤングケアラーの広報啓発につきましては、国が毎年ポスター、リーフレットを作成し、子どもやその周囲の方をターゲットとして、子どもが出入りしているところに、学校や児童館等の協力のもと掲出をしているものです。それぞれ主旨・目的が異なり、事業内容が重なるものではありませんし、ヤングケアラーに関しては本市からの経費支出もありません。

知ってもらうこと、気づいてもらうこと、関心を持ってもらうことは全ての支援のきっかけになり、支え合う地域づくりにも繋がるため、こうした広報啓発は引き続き大切であると考えております。

その他

【雨宮委員質問・意見】

今年度・来年度は日本国憲法公布・施行８０年に当たり、相乗した取組として、基本的人権について考える機会があってもよいと思う。

○中野課長

御指摘のとおり日本国憲法は国民の基本的人権を保障する大変重要なものであり、また、我々公務員においては、憲法第99条で憲法尊重擁護の義務が課されております。

庁内向けの取組では、毎年5月を憲法月間と位置付け、人権についての職員の理解を一層深めるため、研修等を実施しており、来年度は憲法施行から80年であり、改めてその点を意識するような周知としたいと考えております。また市民向けの啓発についてもこの点を念頭に置いてまいりたいと思います。

【雨宮委員質問・意見】

障害者のみならず社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の観点を強調し、今後も進む多様性社会での在り方(京都モデル)について示してほしい。

○ 遠藤課長

本市の京都基本構想におきましては、「支え合いの中で日々の生活を営める」「ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える」ということを謳っており、障害分野の分野別計画である「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」においても、「障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」という基本方針の下、取組を進めております。引き続き、障害だけでなく様々な生きづらさを抱えた方への観点も持ちながら取組を進めていきたいと考えております。

【徳川委員質問・意見】

2025年12月国連総会は、京都モデルストラテジー（再犯防止国連準則）を採択した。この準則の議論が2021年京都会議において日本政府がイニシアティブを発揮して始まっただけではなく、京都市内の高校生・大学生を含む関西の高校生・大学生もユースフォーラムでこの議論に参画をしている。京都の名を冠した準則であることやこうした経過からも、京都市が何らかの発信・取組をしていくことは非常に大切であると考えている。京都市はどのような取組を考えているか、お聞きしたい。

○ 小野課長

本日、当該準則が採択されたことを記念して開催されたシンポジウムについて報道がされていたところですが、京都の名を冠した取組であり、国際準則は加盟国が政策立案や立法の際に参考にする共通の指針で、当該準則を踏まえた取組を行うというのは非常に重要なことであると考えております。

本市におきましては、京都市再犯防止推進計画を策定しており、準則で示された原則、モデル戦略等と通じる取組を推進しているところです。具体的な取組として、一点目は当室に再犯防止・更生支援を専門とする更生支援相談員を配置して、刑事司法関係者が実施する支援をより円滑化していくためのサポートや関係者同士の顔の見える関係、ネットワークづくりに取り組んでおります。二点目として、地域ボランティアや民間協力団体が実施する再犯防止・更生支援の取組について補助金による支援を行っております。三点目として、関係機関、刑事司法関係機関や、保護司、再犯防止等に取り組む大学生団体であるBBS連盟等と連携した再犯防止への市民や事業者等への理解促進の取組を実施しております。四点目に京都の文化力を生かした取組として、京都刑務所や少年鑑別所と連携した受刑者や非行少年に対して伝統産業に触れる機会を提供し、就労意欲や自己肯定感を高める取組を行っております。それぞれの取組において、準則で示されたモデルと共通する考えがあるかと考えております。

引き続き、準則を踏まえた再犯防止・更生支援を推進する取組に注力し、安心安全なまちの実現に向けて取り組んでまいります。

【徳川委員質問・意見】

2024年9月国連未来サミットは、未来のための協定を採択した。その中には、若い世代の意思決定への参画を非常に重要視しており、成人に限定されていない。こうした若い世代の声を聴くための仕組みについてどのように取り組まれているのか、お聞きしたい。

○ 中野課長

本市では令和7年3月に「京都市はぐくみプラン」を策定しており、この策定過程において、若者の任意団体であるユースカウンスル京都や京都市児童館学童連盟と協働のうえ、アンケートやワークショップ等を実施するなど、「子ども基本法」に基づいた子どもや若者から直接意見を聴く取組を実施しました。また、パブリックコメントにおいても子ども・若者から意見を得られるよう、「やさしい版」の冊子と説明動画を作成するといった取組を実施し、これにより、5年前のパブリックコメントでは19歳以下からの意見が23人でしたが、今回は、30歳以下の若者420人の意見を集めることができ、大きく改善されました。

このほか、令和7年度には、市内7箇所の青少年活動センターをより魅力的な施設とするため、施設を利用する若者の意見やアイデアを備品や設備の更新に反映させる魅力向上プロジェクトや、府市協調で、子どもたちの思いや意見を最大限尊重し、子どもたちだけで仮設のまちを運営するドイツでの取組に倣い「京都版ミニ・ミュンヘン」といった取組を実施しました。

【徳川委員質問・意見】

学校教育における取組に関して、「探究学習」がある。令和7年度の事業取組に書かれている事業は、啓発活動が中心だと思うが、こうした取組がどのように根付いたか、あるいは、学びへの好奇心を呼び起こしたかという指標は、非常に大切なものであると考えている。令和7年度の事業取組によって、探究学習にいかされたものがあれば、お聞きしたい。

○ 中野課長

従来の学習が「用意された正解を覚えるもの」だったのに対し、「自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することが重要」とされる探究学習を通して、本市におきましても、子どもたちの主体性と生きる力の育成を図ってきました。例えば、資料1別紙「全事業一覧」に掲載している事業取組の中に、No. 418「高齢者との交流等の推進」がありますが、高齢者は長年培われた知識や経験を伝えてくれる大切な存在であるということをお互いのコミュニケーションの中で学び、なぜ高齢者を支える社会構造が必要なのかという「問い」を児童生徒が立てることから探究につながるといったこともあります。

今後も、探究学習を通じて、多様な価値観を互いに尊重し、共に助け合うことの大切さを育み、子どもの育成に取り組んでいきます。

【山本委員質問・意見】

P1「I 重要課題別の取組」の「13 LGBT等の性的少数者の人権尊重」について、「議題2 市民意識調査」の「問2 解説14」の表現に合わせ、「LGBTQ+」に修正してはどうか。

○ 中野課長

重要課題別取組の御指摘の部分について、現在の人権文化推進計画における事業実績を記載した資料であり、計画記載の「LGBT等の性的少数者」という表現となっています。

来年度に新計画を策定する際には、委員の皆様にも意見をお聞きしながら表現の修正等検討させていただきます。

○ 前田座長

要点を押さえた簡潔な説明をいただき、ありがとうございます。

その他、質問や御意見がある方がおられましたら、お願いします。

(特段の質問なし)

それでは、議題2に進めさせていただきます。

議題(2) 人権に関する市民意識調査について

○ 中野課長

(資料2に基づき、内容等を説明)

○ 前田座長

それでは、議題1と同様に、全体を通して京都市からの回答が終わりましたら、その後、御自由に御質問をいただける時間を取りたいと思います。

問2 解説「1 女性に関わる問題」

【千葉委員質問・意見】

P2解説「1 女性に関わる問題」に記載の「セクハラ(セクシュアルハラスメント)」を「セクハラ(セクシュアルハラスメント)を含む性暴力」に修正してはどうか。セクシュアルハラスメントも、性暴力の一形態であり、困難な問題を抱える女性のみ問題ではないように思う。

○ 中野課長

セクハラには、内容により性暴力も含まれるものと認識しており、「性暴力が困難な問題を抱える女性のみ問題ではない」という千葉委員の指摘のとおりだと認識しております。

一方で今回の資料の記載の意図としましては、「困難な問題を抱える女性の課題」という記載だけでは、市民の中には、課題がどのような内容であるかのイメージが湧かない方もおられる可能性もあるため、厚生労働省の困難女性支援法資料概要の表現に合わせ、具体例を記載したものですので、その点について御理解いただきたいと考えております。

問2 解説「13 インターネットに関わる問題」

【大内委員質問・意見】

- ・ 調査の結果として「意識が高まった」以外に、どのような具体的変化を期待しているか。
- ・ 本調査票の解説、P3「13 インターネットに関わる問題」項目について、「他人への誹謗や中傷～」と記載があるが、その中に「本人の同意がなく動画や画像を拡散」といったニュアンスの文言を追加したほうが良いのではないか。

○ 中野課長

一点目の御質問につきましては、人権文化推進計画において規定される「やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」の実現に向け、市民により一層の人権意識が根付くということを期待しているところですが、人権に関する意識において、項目によっては、経年の中で、おおよそ想定を上回るものもあれば、下回るものもあるか

と思います。本調査結果をもとに、今後の啓発等に活かしていきたいと考えております。

二点目の御指摘につきまして、解説中には「本人の同意なしに動画や画像を拡散する」という点の記載がなかったため、御指摘を踏まえてその点を補記させていただき、「他人への誹謗や中傷、本人同意のない動画や画像の拡散、差別的な書込み、個人のプライバシー侵害など」というように文言を追記いたします。

問3 解説

【山本委員質問・意見】

採択や施行の年月日を各項目の下に入れた方が見やすく、説明文も短くできると考える。

○ 中野課長

御指摘のとおり、年月日を追記するように修正いたします。

問4 解説

【山本委員質問・意見】

フェイスブック、ライン、インスタグラム、ユーチューブのアルファベット表記はすべて半角にした方が見やすくわかりやすいのでは。

○ 中野課長

御指摘のとおり、半角で記載するように修正いたします。

問8 「住居」

【辻副座長質問・意見】

「賃貸住宅を借りたりする」という表現について、「賃貸」と「借りる」で意味が重なっているため、表現を見直したほうがよいのではないかと。

例：住居（一軒家や賃貸住宅等）を購入したり借りたりする際に、気になる項目に○を付けてください。

○ 中野課長

御指摘のとおり、記載内容が重なっているため、案でいただいている表現に修正させていただきます。

【山本委員質問・意見】

「気になる項目」という表現は、プラスと考えるか、マイナスと考えるか、どちらも含むのかわかりにくい。たとえば、近くに幼稚園や保育園があることは、「通いやすい」と考えるか、「やかましい」と考えるか、わかりにくいと思う。

○ 中野課長

御指摘のとおり、回答者がおかれる環境に影響され、受け取り方が分かれる部分もあるかと思いますが、本設問は「気になる項目」に「いくつでも○を付ける」方法で回答いただくことで、市民の方が選択肢の中で、相対的にどのような点を気にされているかを確認したいという主旨で設定しており、それぞれの回答者の立場で、率直な御意見をお聞きしたいと考えております。

問 1 0 「学校における場面」

【辻副座長質問・意見】

「体罰」という表現について、どこまでが体罰に当たるのか人によって認識が違ふ可能性がある。この表現にするのであれば問の脚注に「体罰」の解説（具体例）をつける必要があるのではないか。例えば「体罰とは、殴る、蹴る、叩く、つねる、押し倒す・突き飛ばす、物を投げつけるといった身体への直接的な暴力だけでなく、トイレに行きたい児童を教室に閉じ込める、長時間別室に留め置く長時間正座させる、直立させるといった肉体的苦痛を与える行為も含まれます。」

○ 中野課長

御指摘を踏まえ、所管課とも調整のうえ、「体罰」の定義を脚注に補記させていただきます。定義としましては、文部科学省の通知等を参考に記載させていただくことを考えており、通知には「教員等が児童生徒に行う懲戒（指導）のうち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る・蹴るなど）や児童生徒に肉体的苦痛を与えるもの（正座や直立等の特定の姿勢を長時間保持させるなど）に当たると判断される行為は、体罰に該当する。」という記載があるため、これを基に文言調整してお示しいたします。

問 1 1 「家庭での生活場面」

【辻副座長質問・意見】

「身体拘束などの行動制限」という表現について、「身体拘束」という言葉だと、縄で縛りつけておくようなイメージを持ってしまうのではないか。鍵をかけて部屋から出られないようにするなど自由を制限することも「身体拘束などの行動制限」に含めて考えるべきではないか。脚注に「身体拘束には、ひもやベルトで身体を固定する場合のほか、柵や鍵によって閉じ込める場合、薬物投与により行動を抑制する場合も含まれます。」といった解説をつける必要があるのではないか。

○ 中野課長

問 1 0 の御指摘と同様、所管課とも調整のうえ、定義を脚注に補記します。国の資料等では、身体拘束の例として「一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。」「行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させ

る。」「自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。」という記載があるため、これを基に、身体拘束が必ずしも縛ることだけではないことが分かるように文言を調整して記載します。

自由記載欄

【千葉委員質問・意見】

P 2 1 自由記入欄「人権に関して、思うこと、伝えたいこと等があれば」の記載を「人権に関して考えること、人権侵害を見聞きしたこと、人権侵害を経験したこと等あれば」に修正してはどうか。人権侵害問題を把握するために、自由記入欄を活用してもよいのではないか。

○ 中野課長

御指摘のとおり、自由記載欄につきましては、もう少し具体的な表現に見直すなどして、この欄も活用して人権に関する思いを汲み取れるように修正したいと思います。「人権侵害を経験したこと等あれば」という記載については、問18、19と重複する項目となるため、ここは割愛させていただき、「その他人権に関して考えること、思うこと、伝えたいことや人権侵害を見聞きしたこと等があれば」といった記載に修正します。

【辻副座長質問・意見】

「3 答えたくない」という表現について、回答を拒否する強い意思表示のような印象を受ける。「無回答」や「回答しない」という表現のほうがよいのではないか。

○ 中野課長

御指摘のとおりであり、表現を修正いたします。

○ 前田座長

回答ありがとうございます。

それでは、その他、御意見等ございましたら、お願いいたします。

○ 雨宮委員

この調査は今後の取組の基本となる貴重なものだと考えます。

そのうえで、3,000人をどのように抽出するのか、これまでから無作為抽出という手法を取られていたかと思いますが、若い方々、外国籍市民の方々など、新たな人権課題の中心となる方々、重点的に聞き取りたい方もいるのではないかと思いますし、そのあたりのことを、AIを活用して検討してもよいのではないかと思います。回答は結構ですので意見としてお伝えさせていただきます。

また、日頃の思いや不安に思っていることなどを自由に書いてもらえるように、自

由記載欄については、倍くらいに大きくしてもよいのではないかと思います。

もう一点、業者に調査の実施や取りまとめ等は委託することとなるかと思うのですが、前回の結果では有効回答率が30%台だったとお聞きしています。業者選定する際に、有効回答率を高めるようなアイデアを提案してもらおうなどして、たくさんの意見を拾えるよう、検討いただくとよいのではないかと思います。

○ 中野課長

御指摘の件につきまして、自由記載欄については枠を広げるよう調整します。

また、回答率につきましては前回調査時よりも上げていきたいと考えているため、御指摘も踏まえ、業者募集・選定の際に検討いたします。

○ 前田座長

調査の回答率で言いますと、近隣の政令市等でも同様の調査の回答率は30%台くらいだったと思います。

また、紙媒体のみでの調査とする自治体もある中、紙だけでなく今回アプリを活用しての調査も採用されるのは、非常に良い変更点だと思います。

今回の調査はどう標本を抽出するかで回答結果が変わってくると思います。どこかの年齢層を重点化すると、それが回答を誘導する恐れもありますが、一方で、世代別人口を標本数に割り当てる、世代別人口に割り振る、といったことはできるのではないかと思います。調査では年齢も回答してもらおうこととしていますが、標本の抽出の段階で調査対象者を世代別で割り振っておけば、回答のバランスもとれるかと思います。さらに、アプリ、紙どちらで回答してきたのかという点も経年で分析していけば今後の調査にも活かせるのではないかと思います。

○ 雨宮委員

回答者の属性として、過去から職業や居住地等は聞かれていないのでしょうか。

○ 中野課長

個人情報をごどこまで回答いただくかという観点から、その点は聞いておりません。

○ 雨宮委員

クロス集計の際に、属性としてはあったほうがよいかと思ったのですが、一方で個人情報として難しい点もあると思います。わかりました。

○ 千葉委員

欠席されている藤松委員から寄せられている御意見・御質問について、自分も気になるため、もしこの場で回答できる点があればお聞きしたいと思います。

○ 前田座長

藤松委員からの質問につきまして、まずは議題2に係る質問について、京都市から回答いただけますでしょうか。

その他

【藤松委員意見・質問】

本調査の結果がどのように施策に反映されるかがすべてだと考える。市民の認識が低い項目に対してどのような施策を展開できるのか、その根拠は何であるのか、を検討することで次のステージにつながると考える。

○ 中野課長

御指摘はもっともであり、設問に対してどのような回答を得られるか、それを基にどういった施策が展開できるのか、という点を念頭において設問を設定しております。前回の懇話会で御指摘いただいた点も踏まえて、再検討し設問案を修正してまいりました。この結果を踏まえて、来年度新たな計画を策定する際には、委員の皆様からの御意見もお聞きしながら、内容を検討していきたいと思っております。

○ 大内委員

仮に本調査票が家に届いたとして回答をシミュレーションしてみましたが、京都市としては、本調査の回答時間をどの程度だと見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

○ 中野課長

概ね20分以内で、あまり内容が多くなりすぎないように、ということを念頭において考えております。

○ 大内委員

読んでいて、人によっては「言葉が難しい」「面倒くさい」「煩雑だな」と感じることもあるのではないかと思います。対象者が同じように理解・解釈して回答してもらうのがアンケートの前提だと思いますし、そのあたりの工夫をしていただいているかと思うのですが、調査対象者の年齢層がかなり幅広く、やはり時間がかかる方もおられるのでは、という点はお伝えしたいと思います。

○ 前田座長

大内委員の意見に同感で、この質問はどういう意味だろう、と考え始めると、手が止まってしまうということがあるかと思います。そして回答に手間取ると回答をやめてしまう人もおられるでしょうし、それが回答率にも影響してくると思います。

今の質問に関連して一点お聞きしたいのですが、アプリでのアンケートは全て回答

していないと送信できない仕様となっているのでしょうか。

○ 中野課長

細かい設定になるので現在分かりかねるのですが、今後確認、調整させていただき、不具合のないようにさせていただきたいと思います。

○ 前田座長

回答に一個でも未回答があると回答できないという仕様にした場合、全てにしっかり回答してもらうという調査の主旨からすると望ましいのですが、そこがあまり厳しくなると回答が得られなくなる面もあるのかなと思います。

○ 中野課長

今回アプリ等での初の調査であり、次回調査では回答者へのポイント付与といったことも視野に入れて検討していくこととしたいと考えています。20分ほど時間をかけて回答いただく、内容も難しい調査になるため、今回は過渡期で実現に至らなかったのですが、次回はポイントでインセンティブを付与させていただくことなども考えていきたいと思っています。

○ 徳川委員

アプリの仕様について、一点お伝えさせていただきます。

紙とアプリでは設問の見え方が違ってきます。例えば紙では解説といった項目も一目で内容が分かりますが、アプリでは画面をスクロールして見ていく必要があります。スクロールして回答することが手間であることから、アプリでは即決性、要するにパッと見てすぐに回答できるような状態にしないと回答いただけない可能性も高くなると思います。アプリでの回答のしやすさを加味したうえで構築いただくことが回答にもつながってくるかと思いますので、そこは気を付けてもらいたいと思います。

○ 中野課長

御指摘いただいた点は非常に重要なものであり対応を検討していきたいと思います。

○ 工藤室長

いろいろな仕様や業者との調整も必要となりますが、ビジュアルに留意して作成いたします。

○ 千葉委員

先ほどの大内委員や前田座長の指摘と関連しますが、問11から15については選択肢が3つになっています。わからない、という回答について、問いを誠実に考える

あまりわからない、なのか、考えたくない・興味がないからわからない、なのか
違う2つの意味での「わからない」があるのではないかと思います。人権に関する意識を明らかにするために「問題である」「問題とは思わない」という2つの選択肢に絞るということも考えられるのかなと思いました。

○ 中野課長

御指摘いただいた点につきましては、様々な考えがあり難しいところですが、各設問について「問題だと思う」「問題とは思わない」の2択の選択肢に絞って問う形とするのは、答えたくない人・答えられない人に回答を強要するような形となる点もあり、「わからない」という選択肢も設けております。

○ 千葉委員

実際に「わからない」という選択肢を選ばれる方はどれくらいおられるのでしょうか。

○ 中野課長

前回の調査では選択肢から当てはまる項目をいくつでも選ぶ方式であり、今回、各設問3択で回答してもらう方式に変更させていただいておりますので、どこまで「わからない」という回答が出てくるかは、現時点ではわからない状況です。

○ 前田座長

重要な御指摘のため、将来的な検討課題かと思えます。どちらとも言えない、というのと、理解できなくて本当にわからない、というのでは、ニュアンスが異なるかと思えます。個別でインタビューできれば、そのあたりも分かるかもしれませんが、調査の限界で難しいところはあるかと思えます。

全体を通して

○ 前田座長

全体を通して他に御質問や御意見がなければ、議題 1 に係る藤松委員からの御質問や御意見に対して、京都市から回答いただきたいと思います。

新規事業（１）

外国籍市民等の実態調査及び海外からの相談対応等受入環境の充実

【藤松委員質問・意見】

外国籍市民等に関する支援については、言語の問題だけでなく文化・生活習慣・価値観等の違いによる乖離をどのように埋めることができるのかが大きな課題だと考える。多角的な観点からきめ細やかな情報を提供できるソーシャルワーカーの養成を前提に検討いただきたい。

○ 飯田課長

国際交流会館に行政通訳相談員を配置し、日々の生活相談に適切に対応できるようにしております。また、より専門的な質問にも対応するために、月 2 回、弁護士や行政書士などの専門家にお越しいただき、言語によるサポートを行いながら、相談をしていただくことができる相談会を開催しております。加えまして、年に数回にはなりますが、カウンセリング・デイとして、法律・ビザだけでなく、税金やメンタルヘルスの相談にも対応させていただけるような機会も設けており、こういった専門家と連携しながら、様々な相談に対応していきたいと考えております。

新規事業（２）

民間団体との協働による若年被害女性等支援事業

【藤松委員質問・意見】

若年被害女性等の支援については、京都のみならず日本では圧倒的に不十分であることが明らかになっている。対処療法的に被害者を保護するだけでなく、買春当事者に対する刑事的処罰について本格的議論に進めるよう、実態をふまえてご提言いただけることを切に願う。

○ 中野課長

困難女性支援法に基づきまして、現在京都市としても若年被害女性等への支援を強化し、議題 1 で説明したところです。買春に関する議論も進んできておりますが、国の動向も注視しながら、適切に対応していきたいと考えております。

新規事業（３）

ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組

ケアラー支援については家族の認識が大きなハードルになっていると認識しているが、ケアの必要な方への専門的ケアの提供が豊かになることでこの問題を軽減することは可能だと考える。難病・多様な障害・アディクション当事者の方々の生きづらさを軽減できる社会的ケア体制の抜本的整備が不可欠である。京都市においても、国に対して実態を踏まえて建設的な提言をしていただけることを心から願っている。

○ 小野課長

ケアの必要な方への専門的ケアの充実に関しまして、我々としまでも認識を同じくしております。昨年度ケアラーの方へのヒアリングを実施しておりますが、その中では、自分たちの声を聞いてほしい、という意見に加えて、福祉サービス、ケアの充実、ケアが必要な方への十分な支援を望む声が多く寄せられました。こういった声を踏まえまして、今年３月に策定しました、ケアラー支援推進計画において、各分野における支援の推進を掲げており、ケアラーへの支援に加えて、ケアが必要な方への支援にも取り組んでおります。

○ 前田座長

ありがとうございました。詳細な説明をいただき、出席いただいた皆様に御礼申し上げます。

その他、全体を通して質問があればお願いします。

（特段の質問なし）

特に質問・御意見がないようですので、議題を終了させていただきます。